

## 地方独立行政法人宮城県立病院機構

### 宮城県立がんセンター研究者等倫理研修会実施要項

#### (目的)

第1条 この実施要項は、宮城県立がんセンターの職員(以下、「センター職員」という。)が人を対象として生命科学・医学系研究(治験を含む。以下、単に「生命科学・医学系研究」という。)を適切に実施するために必要な教育・研修(以下「研修会等」という。)の運用及び取扱いについて定めるものとする。

#### (適用範囲)

第2条 この要項の適用範囲は、総長のほか、当センターにおいて生命科学・医学系研究を実施しようとする者及び生命科学・医学系研究に携わる者(研究の支援者、研究に関わる委員会の委員を含む。以下、あわせて「研究者等」という。)とする。

#### (総長の責務)

第3条 総長は、センター職員が生命科学・医学系研究に係る研修会等を受講する機会を十分に確保するよう努めなければならない。

#### (研究者等の責務)

第4条 研究者等は、研究の実施に先立ち事前に研修会等を受講しなければならない。  
2 研究者等は、自らが関わる研究期間中は原則として1年に1度程度以上の頻度で継続して研修会等を受講しなければならない。

#### (研修会等)

第5条 研修会等は、生命科学・医学系研究に関する倫理並びに当該研究の実施に必要な知識及び技術に関する教育に資する内容でなければならない。  
2 研修会等を当センターが開催する際は、研究者等に対し受講の機会を広く設けられるよう、事前に十分な広報期間を確保した後に開催するとともに、原則として当日の受講が勤務の都合上不可能な研究者等に対して事後に受講可能とするなどの十分な配慮を行うものとする。

#### (受講歴等)

第6条 センター職員が受講した研究に関わる研修は、下記のいずれかに該当するものを受講歴として認めることができる。  
(1) 宮城県立がんセンター倫理審査委員会、受託研究審査委員会、利益相反マネジメント委員会(以下、「委員会等」という。)が主催又は共催して実施する生命科学・医

学系研究に関する研究倫理その他必要な知識に関する研修会

(2) eラーニング(e-learning)を利用した研修

ア ICRweb(運営主体:厚労省研究班・科研費補助事業『臨床研究ポータルサイト ICRwebを用いた研究者、倫理審査委員、臨床研究専門職、市民の教育と啓発』班)により提供される研修教材のうち、委員会等の委員長が認めたもの

イ eAPRIN(運営主体:(一財)公正研究推進協会)

eAPRINにより提供される研修教材のうち、委員会等の委員長が認めたもの

(3) 上記の他、委員会等の委員長が研修内容を確認の上で特に認めた研修会または e-learning研修等

2 研修会等に係る受講歴の確認は、原則として研修会等の運営主体が受講歴を認める内容の確証に基づき行う。

3 研修会の受講歴を認定する際は、有効期間を設けることができるものとする。

4 生命科学・医学系研究を実施しようとする者の研修会等の受講歴は、研究の適正な実施のため、当該の研究の実施に係る審査の際に適宜確認するものとする。

(事務)

第7条 研修会等の事務は、医療局治験・臨床研究管理室において処理する。

附 則

(施行期日)

この要項は、2026年4月1日から施行することとし、旧要項は同日付け廃止する。